

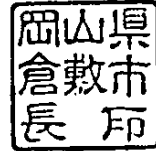
産業廃棄物処理施設設置許可証

平成25年7月18日

住所 岡山県岡山市南区内尾665番地の1
名称 公益財団法人岡山県環境保全事業団
理事長 坂井 俊英

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

倉敷市長 伊東 香織



許可の年月日	平成9年2月10日	許可番号	第3-(3)-2号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	汚泥の焼却施設 汚泥 廃プラスチック類の焼却施設 廃プラスチック類 (これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。)		
設置場所	岡山県倉敷市水島川崎通一丁目18番		
処理能力	汚泥の焼却施設 420m ³ /日 廃プラスチック類の焼却施設 78トン/日		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1 施設の稼働に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。		

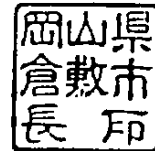
産業廃棄物処理施設設置許可証

平成25年7月18日

住所 岡山県岡山市南区内尾665番地の1
名称 公益財団法人岡山県環境保全事業団
理事長 坂井 俊英

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

倉敷市長 伊東 香織



許可の年月日	平成22年2月25日	許可番号	第(13の2)-K04号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	産業廃棄物の焼却施設 紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず (これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。)		
設置場所	岡山県倉敷市水島川崎通一丁目18番		
処理能力	紙くず 163トン/日(24時間) 木くず 194トン/日(24時間) 繊維くず 101トン/日(24時間) ゴムくず 67トン/日(24時間)		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1 施設の稼働に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。		

産業廃棄物処理施設変更許可証

平成29年3月27日

住所 岡山県岡山市南区内尾665番地の1
名称 公益財団法人岡山県環境保全事業団
理事長 坂井 俊英

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

倉敷市長 伊東 香織



許可の年月日	平成29年3月27日	許可番号	第(14のハ)-K01号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	管理型最終処分場(海面埋立) 燃え殻、汚泥(無機性汚泥に限る。)、廃油(タールピッチ類に限る。)、 廃プラスチック類(自動車等破砕物を含む。)、ゴムくず、金属くず (自動車等破砕物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。) 及び陶磁器くず(自動車等破砕物を含む。)、鋳さい、 がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの(これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。)、廃石綿等		
設置場所	岡山県倉敷市水島川崎通一丁目14番1及び17番の地先公有水面		
処理能力	埋立面積: 229,000m ² 埋立容量: 2,400,000m ³		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 . (無)		
留意事項	1 施設の変更に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		